



平成二十八年二月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

氏名又は住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業者名	居宅介護事業所の所在地	事業の種類	指定年月日
社会医療法人 同仁会 下松市生野屋南一丁目一〇番一号	介護老人保健施設ふくしの里	下松市生野屋南一丁目一〇番一号	訪問リハビリテーション	平成二八、一、一
井上 徹 山口市平井六二九の五	いのうえデンタルクリニック	山口市平井六二九の五	居宅療養管理指導	平成二六、九、九
津本 泰 緑町三番二七号	津本歯科	緑町三番二七号	介護通所介護	平成二八、一、一
社会福祉法人 暁会 下関市大字小野六四の一	社会福祉法人 暁会デイサービスセンター おおひらの里	防府市大字江泊一七九〇	介護通所介護	平成二七、二、二
グリーンライ株式会社 大阪府吹田市春日三丁目二〇番八号	デイサービス はびね周南	下松市生野屋南一丁目七番一〇号	認知症対応型通所介護	一、一、一
三田尻生活・ケア総合センター株式会社 防府市東松崎町四番二九号	はびね周南 複合型サービスほのぼのハウス三田尻	防府市東松崎町四番二九号	認知症対応型共同生活介護 複合型サービス	一、一、一

山口県告示第四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十八年二月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

氏名又は住所又は主たる事務所の所在地	介護予防事業者名	介護予防事業所の所在地	事業の種類	指定年月日
		山口県知事	村岡 嗣 政	

山口県告示第四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施設要件を次のように変更する予定である。

平成二十八年二月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 指定施設要件の変更予定に係る保安林の所在場所
  - 岩国市周東町上須通字牛房二二三の三、二二三の六
  - 美祢市秋芳町嘉万字宮地一八〇の六、一八〇の三三、一八〇の二四
  - 阿武郡阿武町大字惣郷字平原八一八、八一八、八一八から八二四まで、八二六、八三三の二から八三三の三まで、一〇一五七の二、一〇六〇七、一〇七九一、一〇七九二、字新宮一〇〇八三の二から一〇〇八三の二六まで、一〇〇八三の三四、一〇〇八三の三五、一〇〇八三の四一、一〇〇八三の七〇から一〇〇八三の八一まで、一〇〇八三の八三から一〇〇八三の八五まで、一〇〇八三の九一、一〇〇八三の九六から一〇〇八三の九八まで、一〇〇八三の九〇、字平原ノ谷一〇一五五、一〇一五六、字榎ケ敷一〇一七一、一〇六一〇、字庵屋敷一〇一七二の一、字奥坂根一〇四七

九の二、大字奈古字下奈古谷一六四四の一、一六四七の一、字大処四〇二九の四、字  
柳刈屋四〇六一、一〇一四五、字遠岳一〇一四三の一、一〇一四三の二、字黒岩一〇  
一四八の二、一〇一四八の五、字奈古谷一〇四八七の一七三、一〇四八七の一七四、  
一〇四八七の二四八から一〇四八七の二五四まで、一〇四八七の二六〇、一〇四八七  
の二六一、一〇四八七の二六五、一〇四八七の三八〇、一〇四八七の四五五

二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

阿武郡阿武町大字奈古字奈古谷一〇四八七の二五三・一〇四八七の二六〇・一  
〇四八七の二六一(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市  
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水  
産部森林整備課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

岩国市錦町広瀬字白井上ヶ原一四五三の一(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的  
公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、岩国市森林整備計画で定める標準  
伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水  
産部森林整備課及び岩国市産業振興部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)

### 山口県告示第四十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律  
第五十七号)第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成  
二十三年山口県告示第四百四十号)により指定された区域についての指定を次のとおり  
解除する。

平成二十八年二月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称

関ヶ浜(一)、関ヶ浜(二)、関ヶ浜(三)、関ヶ浜(四)、関ヶ浜(五)、関ヶ浜(六)、  
関ヶ浜(七)、関ヶ浜(八)、関ヶ浜(九)、関ヶ浜(十)、関ヶ浜(十一)、関ヶ浜(十二)、瀬田

(一)、瀬田(二)、瀬田(三)、瀬田(四)、瀬田(五)、瀬田(六)、瀬田(七)、瀬田(八)、  
瀬田(九)、瀬田(十)、瀬田(十一)、瀬田(十二)、瀬田(十三)、瀬田(十四)、瀬田(十五)、瀬田(一

(六)、瀬田(一七)、瀬田(一八)、瀬田(一九)、瀬田(二〇)、瀬田(二一)、瀬田(二二)、瀬田(二三)、和

木(一)、和木(二)、和木(三)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び和木町企画総務課  
に備え置いて縦覧に供する。)

一 解除に係る区域の名称

関ヶ浜(一)、関ヶ浜(二)、関ヶ浜(三)、関ヶ浜(四)、関ヶ浜(五)、瀬田(一)、瀬田

(二)、瀬田(三)、瀬田(四)、瀬田(五)、瀬田(六)、瀬田(七)、瀬田(八)、瀬田(九)、  
瀬田(十)、瀬田(十一)、瀬田(十二)、瀬田(十三)、瀬田(十四)、瀬田(十五)、瀬田(一

(七)、瀬田(一八)、瀬田(一九)、瀬田(二〇)、和木(一)、和木(二)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び和木町企画総務課に備え置いて縦覧に供する。)

### 山口県告示第四十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七條第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十三年山口県告示第四百八十七号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成二十八年二月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称

- 祝島(一)、祝島(二)、祝島(三)、祝島(四)、祝島(五)、祝島(六)、祝島(七)、長島(一)、長島(二)、長島(三)、長島(四)、長島(五)、長島(六)、長島(七)、長島(八)、長島(九)、長島(一〇)、長島(一一)、長島(一二)、長島(一三)、長島(一四)、長島(一五)、長島(一六)、長島(一七)、長島(一八)、長島(一九)、長島(二〇)、長島(二一)、長島(二二)、長島(二三)、長島(二四)、長島(二五)、長島(二六)、長島(二七)、長島(二八)、長島(二九)、長島(三〇)、長島(三一)、長島(三二)、長島(三三)、長島(三四)、長島(三五)、長島(三六)、長島(三七)、長島(三八)、長島(三九)、長島(四〇)、室津(一)、室津(二)、室津(三)、室津(四)、室津(五)、室津(六)、室津(七)、室津(八)、室津(九)、室津(一〇)、室津(一一)、室津(一二)、室津(一三)、室津(一四)、室津(一五)、室津(一六)、室津(一七)、室津(一八)、室津(一九)、室津(二〇)、室津(二一)、室津(二二)、室津(二三)、室津(二四)、室津(二五)、室津(二六)、室津(二七)、八島(一)、八島(二)、八島(三)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び上関町総務課に備え置いて縦覧に供する。)

一 解除に係る区域の名称

- 長島(一)、長島(二)、長島(三)、長島(四)、長島(五)、長島(六)、長島(七)、長島(八)、長島(九)、長島(一〇)、長島(一一)、長島(一二)、長島(一三)、室津(一)、室津(二)、室津(三)、室津(四)、室津(五)、室津(六)、室津(七)、室津(八)、室津(九)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び上関町総務課に備え置いて縦覧に供する。)

### 山口県告示第四十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七條第一項の規定により、土砂災害警戒区域として次の区域を指定する。

平成二十八年二月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 区域の名称

- 関ヶ浜(一)、関ヶ浜(二)、関ヶ浜(三)、関ヶ浜(四)、関ヶ浜(五)、関ヶ浜(六)、関ヶ浜(七)、関ヶ浜(八)、関ヶ浜(九)、関ヶ浜(一〇)、関ヶ浜(一一)、関ヶ浜(一二)、関ヶ浜(一三)、瀬田(一)、瀬田(二)、瀬田(三)、瀬田(四)、瀬田(五)、瀬田(六)、瀬田(七)、瀬田(八)、瀬田(九)、瀬田(一〇)、瀬田(一一)、瀬田(一二)、瀬田(一三)、瀬田(一四)、瀬田(一五)、瀬田(一六)、瀬田(一七)、瀬田(一八)、瀬田(一九)、瀬田(二〇)、瀬田(二一)、瀬田(二二)、瀬田(二三)、瀬田(二四)、和木(一)、和木(二)、和木(三)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び和木町企画総務課に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 区域の名称
  - 関ヶ浜(一)1、関ヶ浜(二)2、関ヶ浜(三)3、関ヶ浜(四)4、関ヶ浜(五)5、瀬田(一)1、瀬田(二)2、瀬田(三)3、瀬田(四)4、瀬田(五)5、瀬田(六)6、瀬田(七)7、瀬田(八)8、瀬田(九)9、瀬田(一〇)10、瀬田(一一)11、瀬田(一二)12、瀬田(一三)13、瀬田(一四)14、瀬田(一五)15、瀬田(一六)16、瀬田(一七)17、瀬田(一八)18、瀬田(一九)19、瀬田(二〇)20、和木(一)1、和木(二)2
- 二 区域の範囲
  - 次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
  - 土石流
  - (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び和木町企画総務課に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 区域の名称
  - 祝島(一)1、祝島(二)2、祝島(三)3、祝島(四)4、祝島(五)5、祝島(六)6、祝島(七)7、祝島(八)8、祝島(九)9、祝島(一〇)10、祝島(一一)11、祝島(一二)12、祝島(一三)13、祝島(一四)14、祝島(一五)15、祝島(一六)16、祝島(一七)17、祝島(一八)18、祝島(一九)19、祝島(二〇)20、祝島(二一)21、祝島(二二)22、祝島(二三)23、祝島(二四)24、祝島(二五)25、祝島(二六)26、祝島(二七)27、祝島(二八)28、祝島(二九)29、祝島(三〇)30、祝島(三一)31、祝島(三二)32、祝島(三三)33、祝島(三四)34、祝島(三五)35、祝島(三六)36、祝島(三七)37、祝島(三八)38、祝島(三九)39、祝島(四〇)40、祝島(四一)41、祝島(四二)42、祝島(四三)43、祝島(四四)44、室津(一)1、室津(二)2、室津(三)3、室津(四)4、室津(五)5、室津(六)6、室津(七)7、室津(八)8、室津(九)9、室津(一〇)10、室津(一一)11、室津(一二)12、室津(一三)13、室津(一四)14、室津(一五)15、室津(一六)16、室津(一七)17、室津(一八)18、室津(一九)19、室津(二〇)20、室津(二一)21、室津(二二)22、室津(二三)23、室津(二四)24、室津(二五)25、室津(二六)26、室津(二七)27、室津(二八)28、室津(二九)29、室津(三〇)30、室津(三一)31、室津(三二)32、室津(三三)33、室津(三四)34、八島(一)1、八島(二)2、八島(三)3、八島(四)4
- 二 区域の範囲
  - 次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
  - 急傾斜地の崩壊
  - (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び上関町総務課に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 区域の名称
  - 長島(一)1、長島(二)2、長島(三)3、長島(四)4、長島(五)5、長島(六)6、長島(七)7、長島(八)8、長島(九)9、長島(一〇)10、長島(一一)11、長島(一二)12、室津(一)1、室津(二)2、室津(三)3、室津(四)4、室津(五)5、室津(六)6、室津(七)7、室津(八)8、室津(九)9
- 二 区域の範囲
  - 次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
  - 土石流
  - (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び上関町総務課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号) 第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域として次の区域を指定する。

平成二十八年二月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 区域の名称
  - 関ヶ浜(一)1、関ヶ浜(二)2、関ヶ浜(三)3、関ヶ浜(四)4、関ヶ浜(五)5、関ヶ浜(六)6、関ヶ浜(七)7、関ヶ浜(八)8、関ヶ浜(九)9、関ヶ浜(一〇)10、関ヶ浜(一一)11、関ヶ浜(一二)12、関ヶ浜(一三)13、瀬田(一)1、瀬田(二)2、瀬田(三)3、瀬田(四)4、瀬田(五)5、瀬田(六)6、瀬田(七)7、瀬田(八)8、瀬田(九)9、瀬田(一〇)10、瀬田(一一)11、瀬田(一二)12、瀬田(一三)13、瀬田(一四)14、瀬田(一五)15、瀬田(一六)16、瀬田(一七)17、瀬田(一八)18、瀬田(一九)19、瀬田(二〇)20、瀬田(二一)21、瀬田(二二)22、瀬田(二三)23、瀬田(二四)24、和木(一)1、和木(二)2、和木(三)3
- 二 区域の範囲
  - 次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
  - 急傾斜地の崩壊
  - 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
  - 次の図のとおり
  - (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び和木町企画総務課に備え置いて縦覧に供する。)
- 四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
  - 次の図のとおり



一 区域の名称

- 関ヶ浜(1)、関ヶ浜(2)、関ヶ浜(4)、関ヶ浜(5)、瀬田(1)、瀬田(2)、瀬田(3)、瀬田(4)、瀬田(6)、瀬田(7)、瀬田(8)、瀬田(10)、瀬田(11)、瀬田(12)、瀬田(13)、瀬田(14)、瀬田(15)、瀬田(16)、瀬田(17)、瀬田(18)、瀬田(19)、瀬田(20)、和木(1)、和木(2)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び和木町企画総務課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称

- 祝島(1)、祝島(2)、祝島(3)、祝島(6)、祝島(7)、祝島(8)、長島(1)、長島(2)、長島(3)、長島(4)、長島(5)、長島(6)、長島(7)、長島(8)、長島(10)、長島(11)、長島(12)、長島(13)、長島(14)、長島(15)、長島(16)、長島(17)、長島(18)、長島(19)、長島(20)、長島(21)、長島(22)、長島(23)、長島(24)、長島(25)、長島(26)、長島(27)、長島(28)、長島(29)、長島(30)、長島(31)、長島(32)、長島(33)、長島(34)、長島(35)、長島(36)、長島(37)、長島(38)、長島(39)、長島(40)、長島(41)、長島(42)、長島(44)、室津(1)、室津(2)、室津(3)、室津(4)、室津(6)、室津(7)、室津(8)、室津(9)、室津(10)、室津(11)、室津(13)、室津(15)、室津(16)、室津(18)、室津(19)、室津(20)、室津(21)、室津(22)、室津(23)、室津(24)、室津(25)、室津(26)、室津(27)、室津(28)、室津(29)、室津(30)、室津(31)、室津(32)、室津(33)、室津(34)、八島(1)、八島(2)、八島(3)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び上関町総務課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称

- 長島(1)、長島(2)、長島(3)、長島(4)、長島(6)、長島(7)、長島(8)、長島(9)、長島(11)、長島(12)、室津(2)、室津(3)、室津(5)、室津(7)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び上関町総務課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四十七号

津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第二百二十三号)第五十三条第六項の規定により、津波災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十七年山口県告示第十五号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成二十八年二月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域

下関市の区域(次の図に示す部分に限る。)

二 基準水位

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び下関市市民部防災安全課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四十八号

津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第二百二十三号)第五十三条第一

項の規定により、津波災害警戒区域として次の区域を指定する。

平成二十八年二月二十六日

山口県知事 村岡 嗣政

一 区域

下関市、萩市、長門市及び阿武郡阿武町の区域(次の図に示す部分に限る。)

二 基準水位

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課並びに係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。)



(七二) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十八年二月二十六日から同年六月二十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部産業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年二月二十六日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク生野屋店

所在地 下松市大字生野屋五〇七の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名  
ゼオン山口株式会社 周南市那智町二番一号 高村 利之

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う	有限会社トレビ	有限会社トレビ	—

届出者の氏名又は名称

株式会社トレビ

株式会社トレビ

大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

〃

下松市桜町二丁目一五番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

〃

永松 伸幸

届出年月日

平成二十八年二月九日

—

四 届出年月日

平成二十八年二月九日

—

五 変更年月日

平成二十四年十二月一日

—

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク生野屋店

所在地 下松市大字生野屋五〇七の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名  
ゼオン山口株式会社 周南市那智町二番一号 高村 利之

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う	株式会社ファッシュンクリーニング金井	金井 朗	金井 慎治

四 届出年月日

平成二十八年二月九日

—

五 変更年月日

平成二十六年二月九日

—

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク生野屋店

所在地 下松市大字生野屋五〇七の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名

ゼオン山口株式会社 周南市那智町二番一号 高村 利之  
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更 徳本 真澄	変更前	変更後
--------------------------------------	-------------	-----	-----

四 届出年月日  
 平成二十八年二月九日  
 五 変更年月日  
 平成二十八年一月三十一日

(七三) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。  
 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十八年二月二十六日から同年六月二十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。  
 平成二十八年二月二十六日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 アルク山口店  
 所在地 山口市中央四丁目二八三五  
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六 田中 康男  
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗内の店舗面積の合計	変更前 一、三三三平方メートル	変更後 一、六一四平方メートル
駐車場の収容台数	二二台	五五台

駐輪場の収容台数	九七台	四六台
廃棄物等の保管施設の容量	四六立方メートル	二三立方メートル
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前四時から午後五時まで	午前四時から午後九時まで

四 届出年月日  
 平成二十八年二月十二日  
 五 変更年月日  
 平成二十八年十月十三日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク山口店  
 所在地 山口市中央四丁目二八三五  
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六 田中 康男

三 変更に係る事項

駐輪場の位置、荷さばき施設の位置、廃棄物等の保管施設の位置及び駐車場の自動車の出入口の位置

四 届出年月日  
 平成二十八年二月十二日  
 五 変更年月日  
 平成二十八年十月十三日

(七四) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十七年十月十六日山口県公告(二九八)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。  
 当該意見は、平成二十八年二月二十六日から同年三月二十八日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。



平成二十八年二月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 ダイレックス幡生店  
所在地 下関市羽山町一三三二の一
- 二 意見の概要  
特に配慮を求める事項はない。

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 ドラッグストアモリ新下関店  
所在地 下関市秋根北町九番一号
- 二 意見の概要  
特に配慮を求める事項はない。

(七五) 種畜証明書の交付

次の家畜につき、家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第四条第一項第二号の種畜証明書を交付しました。

平成二十八年二月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

種畜証明書 番号	名 前	品 種	生年月日	産 地	検 査 成績	飼養者の住所及 び氏名又は名称
八一三二七 八一九六九	美河百合 (全和二〇一四子山黒二三八二黒毛和種)	黒毛和種	平成二六、 九、一〇	山 口 県	二級	美祿市伊佐町河原 山口県農林総合技 術センター

(七六) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、下関市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成二十八年二月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類  
公共測量(道路台帳図データ作成)
- 二 作業の地域  
下関市
- 三 作業の期間  
平成二十七年六月八日から平成二十八年二月十日まで

(七七) 平成二十八年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十三条の規定により、平成二十八年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施します。

なお、試験の実施に関する事務は、公益財団法人建築技術教育普及センターに行われます。

平成二十八年二月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 試験の日時

区 分	科 目	日 時	
		日	時
二級建築士 試験	製設 図計	平成二十八年七月三日(日曜日)	午前十時から午後五時十分ま
	学 科	平成二十八年九月十一日(日曜日)	午前十一時から午後四時ま
木造建築士 試験	製設 図計	平成二十八年七月二十四日(日曜日)	午前十時から午後五時十
	学 科	平成二十八年七月二十四日(日曜日)	午前十一時から午後四時ま

二 試験の場所

山口市秋穂二島一〇六一  
山口県セミナーパーク

三 試験の科目

(一) 学 科

建築計画、建築構造、建築施工及び建築法規

(二) 設計製図

四 受験資格

建築士法第十五条各号のいずれかに該当する者であること。

五 受付場所における受験の申込み

(一) 受験の申込みの受付期間及び受付時間

平成二十八年四月七日(木曜日)午前十時から同月十一日(月曜日)午後五時まで

(二) 受付場所

山口市大手町三番八号  
山口県建築士会館会議室

(三) 受験申込書の提出方法

受験申込書は、山口県建築士会館会議室において本人が直接提出すること。

六 郵送による受験の申込み

(一) 過去に二級建築士試験若しくは木造建築士試験の受験をしたことがある者のうち、平成二十七年以前の二級建築士試験若しくは木造建築士試験の受験票若しくは可否の通知書が貼付されている者又は離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書若しくは住民票が添付されている者に該当する者に限り、郵送により受験の申込みをすることができる。

(二) 受験の申込みの受付期間及び受付時間

平成二十八年三月十四日(月曜日)から同月二十九日(火曜日)まで(平成二十八年三月二十九日までの消印のあるものは、有効とする。)

(三) 受験申込書の提出方法

必ず簡易書留とし、東京都千代田区紀尾井町三番六号紀尾井町パークビル公益財団法人建築技術教育普及センター本部(郵便番号一〇二一〇〇九四)宛に送付すること。

七 インターネットを利用する方法による受験の申込み

(一) 平成十六年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験の申込みをした者のうち、公益財団法人建築技術教育普及センターに対して、この試験の受験の申込みに必要な個人情報について、あらかじめ承諾をしているものに限り、インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができる。

(二) 受験の申込みの受付期間及び受付時間

平成二十八年三月二十二日(火曜日)午前十時から同月二十九日(火曜日)午後四時まで

八 合格者の発表

(一) 学科試験合格者

1 二級建築士試験

平成二十八年八月二十三日(火曜日)頃

2 木造建築士試験

平成二十八年九月六日(火曜日)頃

(二) 最終合格者

平成二十八年十二月一日(木曜日)頃

九 その他

(一) 試験案内、受験要領、受験申込書等の配布は、平成二十八年三月七日(月曜日)から同年四月十一日(月曜日)まで次の場所において行う。

配布場所	所在地
一般社団法人山口県建築士会	山口市大手町三番八号
山口県建築士会岩国支部	山口県建築士会館 岩国市尾津町一丁目六番三四号
山口県建築士会防府支部	株式会社吉村設計事務所内 防府市大字新田二〇三三の一
下関市都市整備部建築指導課	株式会社防府建設事務センター内 下関市南都町一番一号
宇部市土木建築部建築指導課	宇部市常盤町一丁目七番一号
萩市土木建築部建築課	萩市大字江向五一〇
下松市建設部住宅建築課	下松市大手町三丁目三番三三〇
光市建設部建築住宅課	光市中央六丁目一番一号
長門市建設部都市建設課	長門市東深川一三三九の二
柳井市建設部土木建築課	柳井市南町一丁目一〇番二二〇
周南市都市整備部建築指導課	周南市銀座二丁目一三
山陽小野田市建設部建築住宅課	山陽小野田市日の出二丁目一番一号

(二) この試験についての問合せは、広島市中区大手町二丁目一五号公益財団法人建築技術教育普及センター中国四国支部(電話〇八二一四四一八〇五五)にすること。

(三) 設計製図の課題は、平成二十八年六月八日(水曜日)頃から公益財団法人建築技

術教育普及センター各支部及び一般社団法人山口県建築士会に掲示するとともに、  
学科の試験当日に試験場に掲示する。



山口県内水面漁場管理委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百零四条第四項  
の規定により、次のとおり指示する。

平成二十八年二月二十六日

山口県内水面漁場管理委員会

会 長 酒 井 治 己

一 指示の内容

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次に掲げる水域においては、こ  
い（まこい及びにしきこいをいう。）を当該水域の外に持ち出し、かつ、他の水域に  
放流し、又は遺棄してはならない。

(一) 下松市の区域内の水域のうち、平田川水系に係る河川及びこれと接続して一体を  
成す水面

(二) 防府市大字西浦字沖本土手附二七九八の一地先の遊水池及びこれと接続して一体  
を成す水面

(三) 佐波川水系に係る河川（佐波川ダム堰堤<sup>えん</sup>から上流の区間及び島地川ダム堰堤から  
上流の区間を除く。）及びこれと接続して一体を成す水面

(四) 防府市大字佐野字開作一七八五の一地先の遊水池及びこれと接続して一体を成す  
水面

(五) 河内川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面

(六) 南若川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面

(七) 榎野川水系に係る河川（一の坂ダム堰堤から上流の区間及び荒谷ダム堰堤から上  
流の区間を除く。）及びこれと接続して一体を成す水面

(八) 井関川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面

(九) 厚東川水系に係る河川（厚東川ダム堰堤から上流の区間及び宇部丸山ダム堰堤か  
ら上流の区間を除く。）及びこれと接続して一体を成す水面

(十) 粟野川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面

(十一) 掛淵川水系に係る河川（畑ダム堰堤から上流の区間、狩首ダム堰堤から上流の区

間、有宗ダム堰堤から上流の区間、大坊ダム堰堤から上流の区間及び阿惣ダム堰堤  
から上流の区間を除く。）及びこれと接続して一体を成す水面  
(十二) 阿武川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面

二 指示の有効期間  
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

平成二十八年二月二十六日  
印刷發行

發行所

山口県知事  
山口市